

1. 身体拘束等適正化に関する基本的な考え方

永富脳神経外科病院理念のもと「患者さんの権利」において、人権が公平に尊厳される権利を保障している。

身体拘束は患者の生活の自由を制限するものであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に適正化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

① 切迫性

患者本人又は他の患者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束等が一時的であること。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取り組む。

① 患者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

② 言葉や応対等で患者の精神的な自由を妨げないように努める。

③ 患者の思いをくみ取る、患者の意向にあった支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④ 患者の安全を確保する観点から、患者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化検討委員会において検討する。

⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら患者に主体的な生活をしていただけるように努める。

(4) 情報開示

本指針はホームページにて公表し、患者等からの閲覧の求めには速やかに応じる。

2.身体拘束等正化に向けた体制

(1) 身体拘束等適正化検討委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化検討委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

① 設置目的

- (ア) 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- (イ) 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
- (ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- (エ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

② 委員会の構成員

委員会は医師、リハビリ、薬剤師、運営支援課、医事課よりそれぞれ1名。看護部は看護部長、看護部代表者とする。

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他患者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(ア) 利用前

身体拘束等の内容、時間等について「身体拘束指示書」に記載し患者及び家族に対し現場責任者が説明を行い、「身体拘束に関する同意書」を以て同意を得る。

(イ) 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化検討委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、議事録に残す。

(ウ) 身体拘束等の継続と解除

- ① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「身体拘束時観察シート」を用いて2時間おきに観察を行う。また毎日カンファレンスを実施し継続の評価を行うものとする。
- ② 身体拘束等適正化検討委員会において協議し継続か廃止かの検討を行う。
- ③ 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「身体拘束時観察シート」に記録する。
- ④ 身体拘束等解除の場合は即日現場責任者より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

(エ) 緊急時

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得な

い理由をカンファレンス用紙に記録する。その後は身体拘束等適正化検討委員会において協議する。

- ② 家族への説明は翌日までに現場責任者が行い、同意を得る。

3.身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(管理医師)

身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体責任者

(院長・副院長)

- ① 身体拘束適正化委員会の統括管理
- ② 支援現場における諸課題の統括管理
- ③ 身体拘束等廃止へ向けた職員教育

(看護師)

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- ② 患者の尊厳を理解する。
- ③ 患者の疾病、傷害等による行動特性を理解する。
- ④ 患者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める。
- ⑤ 患者とのコミュニケーションを十分にとる。
- ⑥ 規則は正確かつ丁寧に記録する。

4.身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に係る全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年2回の開催）の実施。
- ② 新任者採用時は、新任者のために身体拘束等廃止・適正化研修を実施。
- ③ その他必要な教育・研修の実施。
- ④ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

附 則

この指針は令和5年8月1日より施行する。

令和7年4月1日改訂